

令和7年

徳島県医師修学資金貸与制度のしおり  
(自治医科大学生向け)



徳島県保健福祉部医療政策課

## 目 次

1	はじめに	1
2	制度の概要	1
3	修学資金の貸与について	1
4	修学資金の返還免除について	2
5	キャリア形成に係る支援について	3
5-1	キャリア形成卒前支援プランについて	4
5-2	キャリア形成プログラム及び業務従事期間の勤務について	5
6	修学資金の返還の猶予について	6
7	修学資金の返還について	6
8	異動と届出	7
9	申請・届出・問合せ先	7
10	申請・届出に必要な書類一覧	8
11	よくあるご質問	9
	様式	11

## 1 はじめに

徳島県における人口10万人あたりの医師数は、全国でも上位となっていますが、徳島市を中心とする東部圏域に集中し、南部圏域及び西部圏域の医師数は全国平均並み又は平均以下となっており、医師の「地域偏在」が顕著となっております。

徳島県医師修学資金貸与制度は、将来、徳島県内の公的医療機関等の医師として活躍し、本県の地域医療を支えていこうとする意欲に富んだ医学部生に対して、徳島県が必要なお金をお貸しし、その修学を支援するとともに、地域において必要な医師の育成及び確保を図ることを目的としています。

## 2 制度の概要

将来、徳島県内の公的医療機関等において医師として勤務しようとする者に対して、医師修学資金の貸与を行います。

貸与を受けた医学部生が、大学を卒業したときから1年6ヶ月以内に医師免許を取得し、臨床研修期間も含め、貸与期間の1.5倍（「業務従事期間」という。）に相当する期間を県内の公的医療機関等で勤務した場合、修学資金の返還債務が免除されます。

## 3 修学資金の貸与について

### （1）貸与対象者

次の2つの条件を満たす必要があります。

- ①自治医科大学医学部の第1次試験を「徳島県」で受験し、令和5年度以降に自治医科大学医学部に入学し、在学していること。
- ②将来、徳島県内の公的医療機関等において、医師として勤務しようとする意志があること。

### （2）貸与額

○ 奨学金（生活費） 100,000円/月

※大学の入学料や授業料等については、自治医科大学からの貸与があります。

### （3）貸与する期間及び貸与方法

- ①貸与期間は、貸与決定した年の4月から大学を卒業する月までです。
- ②生活費については毎月貸与します。（口座振込によって貸与します。）

### （4）貸与の休止

貸与を受けている医学部生が休学、停学、進級できなかつたときは、休学の日、停学の処分を受けた日、進級できなかつた事実のあつた日の属する月の翌月から復学した日又は進級の決定を受けた日の属する月まで、修学資金の貸与は行いません。

## (5) 貸与契約の解除

貸与を受けている医学部生が次の事項のいずれかに該当することになった場合は、修学資金の貸与契約を解除します。

- 退学したとき。
- 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 死亡したとき。
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

※修学資金の貸与が解除された場合には、修学資金の返還が必要となります。

ただし、貸与を受けている医学部生が死亡、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により修学資金を返還できないと徳島県が認める場合には、修学資金の返還債務の全部又は一部が免除されます。また、貸与を受けている医学部生が災害、疾病、負傷その他やむを得ないと徳島県が認める場合には、修学資金の返還債務の履行が猶予される場合があります。

## 4 修学資金の返還免除について

貸与期間終了後、貸与を受けた医師が次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、返還債務が免除になります。

### (1) 業務従事期間の満了による場合【全額免除】

次の条件をすべて満たした場合、修学資金の返還債務が免除になります。

- ① 大学を卒業した日から1年6ヶ月以内に医師免許を取得すること。
- ② 医師免許の取得後、直ちに知事が定める臨床研修病院で従事すること。
- ③ 修学資金の貸与終了時点から、貸与期間の2倍に相当する期間（「2倍相当期間」）を経過するまでに、徳島県内の公的医療機関等において、臨床研修期間も含め、修学資金の貸与期間の1.5倍の期間（「業務従事期間」）、医師の業務に従事すること。

知事が別に定める病院で実施する臨床研修に従事

↓ 免許取得後直ちに

県内の公的医療機関等で医師の業務に従事

↓ 「2倍相当期間」内に「業務従事期間」を満了すれば

返還免除

——— : 業務従事期間 (修学資金貸与期間×1.5年)

### 【業務従事期間等の計算例】

貸与期間が6年間（1～6年生）の場合

「業務従事期間」は、 6年×1.5＝9年間 となります。

「2倍相当期間」は、 6年×2＝12年間 となります。

### （2）業務の継続が困難であると認められる場合【全額免除】

県内の公的医療機関等において医師の業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡したとき、また、業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還の債務が免除されます。

### （3）返還債務が免除される事由の発生による場合【全額又は一部免除】

死亡、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると、徳島県が認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部が免除されます。

返還免除要件を満たし、返還免除を受けようとする場合は、速やかに修学資金等返還免除申請書及び関係書類を提出する必要があります。

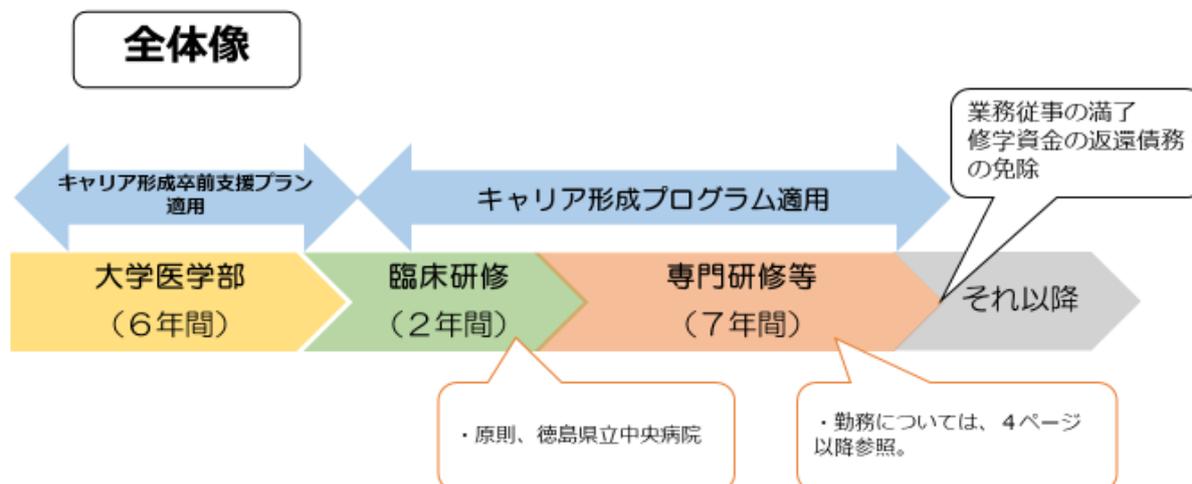
## 5 キャリア形成に係る支援について

徳島県は、自治医科大学生・卒業医師等のキャリア形成を支援するため、キャリア形成卒前支援プランとキャリア形成プログラムを策定しております。

自治医科大学に入学した医学部生は、このプランの適用を受けることとなりますので、学生期間中は、各卒前支援プロジェクトへご参加ください。

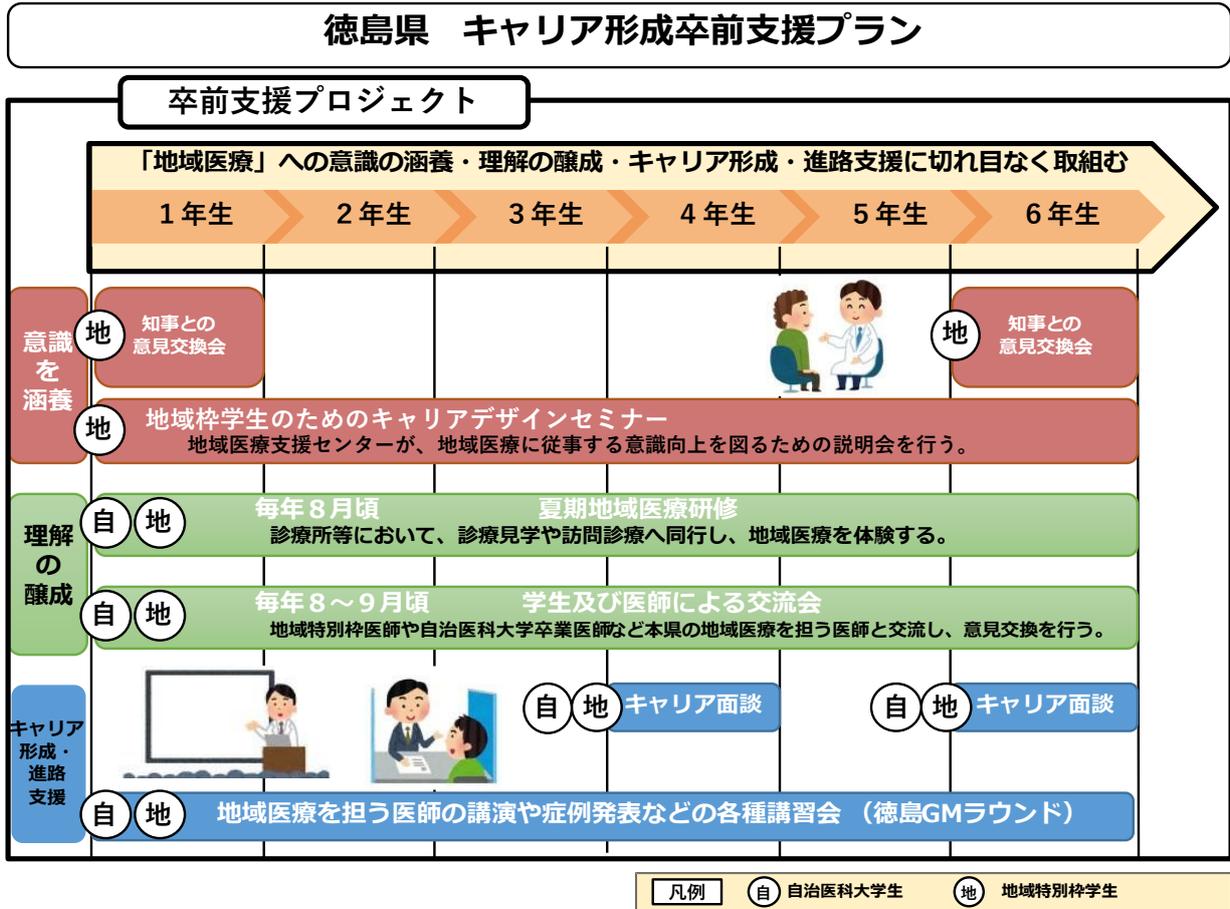
また、卒業し、医師免許を取得して以降は、キャリア形成プログラムの適用を受けることとなります。

詳細な説明は、4ページ以降の「5-1 キャリア形成卒前支援プランについて」と「5-2 キャリア形成プログラム及び業務従事期間の勤務について」をご確認ください。



## 5-1 キャリア形成卒前支援プランについて

徳島県は、地域医療へ貢献する意思を有する学生が、学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように、大学や地域医療支援センター、関係医療機関等と連携して、学生の地域医療等に対する意識の涵養を図るためのプロジェクト（以下「卒前支援プロジェクト」という。）を盛りこんだキャリア形成卒前支援プランを策定しております。



## 5-2 キャリア形成プログラム及び業務従事期間の勤務について

徳島県は、「医師少数区域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的として、キャリア形成プログラムを策定しております。

### (1) 基本ローテーション

● 6年間修学資金の貸与を受けた場合 → 9年間の場合の業務従事期間

#### 自治医基本ローテーション（※1）

年 数	業務従事期間（最長9年間）								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務する 医療機関	初期臨床 研修 (中央病院)		へき地医療 拠点病院 (海部・三好)		へき地 診療所等		後期 研修 (※2)	へき地 診療所等	
従事する 業務	初期臨床 研修		臨床業務				研修	臨床業務	

(※1) 県が指定する医療機関で勤務すること

ただし、やむを得ないと県が判断する事情が生じた場合は、この基本ローテーションによらない勤務も可

(※2) 後期研修は7年目以外の希望する年に取得することは可

また、後期研修を2年以上希望する場合は、1年間を除いた期間は全て義務外とし、県立中央病院での研修に限り可

- ・業務従事期間中の身分は、徳島県に属します（県職員として採用）。
- ・基本ローテーションを前提として、県内における診療科偏在も十分考慮の上、徳島県地域医療支援機構が医師派遣の調整を行い、徳島県が勤務医療機関を決定します。
- ・へき地医療拠点病院での勤務中においては、地域医療の支援として、へき地診療所等での代診等もあります。

○診療支援の状況について（一例）

県立海部病院・・・周辺の公立・公的医療機関を診療支援 など

県立三好病院・・・周辺のへき地診療所を診療支援 など

※診療支援は、地域ニーズ等の状況に応じて変化します。

## 徳島県地域医療支援機構とは

徳島県地域医療支援機構とは、関係機関及び団体並びに医療従事者等との連携、協力のもと、徳島県における地域医療体制を確保するために実効性のある各種施策を円滑かつ効率的に推進するために設置された機関です。

徳島県地域医療支援機構内に、医療提供者（県医師会等）や病院の代表者（徳島大学病院等）、受益者（市町村長等）等で構成される「地域医療総合対策協議会」を設置して、各種事項に関する検討、協議を行っています。

## 6 修学資金の返還の猶予について

返還免除要件に該当しない場合を除き、修学資金を返還する必要がありますが、死亡、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合は、必要な手続を行えば、当該事由が継続している期間、修学資金の返還債務の全部又は一部を猶予することができます。

## 7 修学資金の返還について

返還免除・猶予の要件に該当しない場合は、貸与を受けた修学資金の額に返還利息を合わせた全額を返還しなければなりません。

### （1）返還しなければならない場合

- ①修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- ②業務外の事由により死亡したとき。（申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。）
- ③大学を卒業した日から1年6ヶ月以内に医師免許を取得できなかったとき。
- ④医師免許を取得後、直ちに県が指定する病院において臨床研修に従事しなかったとき。
- ⑤「2倍相当期間」が経過するまでに、業務従事期間を満了する見込みがなくなったとき。

### （2）返還額

返還額は貸与を受けた修学資金の金額に返還利息を合わせた金額です。

### （3）返還期日

返還事由が発生したときは、翌月の末日までに、返還額全額を返還しなければなりません。

### （4）返還利息

返還利息は、貸与を受けた修学資金のそれぞれの経費の額に、それぞれの貸与を受けた日から最後に貸与を受けた日の属する月の末日までの期間に応じて、年10%の割合により算定した額になります。

## (5) 延滞利息

正当な理由なく、返還額を返還期日までに、返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年14.5%の延滞利息を支払わなければなりません。

## 8 異動と届出

### 1 大学在学中の届出

#### (1) 定期届出

毎年4月15日までに、学業成績表（前学年分）と健康診断書（前学年分）を提出してください（1年生は提出の必要はありません）。

#### (2) 異動届出

次の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。

- ① 住所又は氏名を変更したとき
- ② 休学、復学、退学したとき
- ③ 停学の処分を受けたとき
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき
- ⑤ 保証人の住所又は氏名に変更があったとき
- ⑥ 保証人が変更になったとき
- ⑦ 卒業したとき

### 2 業務従事期間中の届出

- ① 住所又は氏名を変更したとき
- ② 保証人の住所又は氏名に変更があったとき
- ③ 保証人が変更になったとき
- ④ 医師免許の交付を受けたとき
- ⑤ 医師の業務等に従事しなくなったとき
- ⑥ 医師の業務等に従事しなくなった後、再び医師の業務等に従事したとき

### 3 被貸与者（貸与を受けている医学部生又は医師修学資金貸与医師）が死亡したときは、保証人が直ちにその旨を届け出てください。

## 9 申請・届出・問合せ先

徳島県保健福祉部医療政策課地域医療・医師確保担当（県庁2階）

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL：088-621-2151

FAX：088-621-2898

E-mail：iryo@mail.pref.tokushima.lg.jp

※氏名変更届等一部の様式は、以下のURLからダウンロード可能です。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/med/information/annai/7238054/>

10 申請・届出に必要な書類一覧

内 容	必要な書類
修学資金の貸与を申請するとき	医師修学資金貸与申請書（様式第1号） 本人及び保証人の戸籍抄本 大学の在学証明書 推薦書（大学の学長又は学部長）（様式第2号）
定期届出（毎年度4月15日まで）	学業成績表<前学年分> 健康診断書<前学年分>
貸与契約が解除されたとき 貸与契約が満了したとき	医師修学資金借用証書（様式第5号） 保証人の印鑑証明書 ※ 借用証書には、印紙税法の規定により、貸与金額に応じた収入印紙を貼付し、本人及び保証人2人の印鑑で割印してください。
返還免除を受けるとき	修学資金等返還免除申請書（様式第7号） 免除を受けようとする理由を証明することができる書類
返還猶予を受けるとき	修学資金等返還猶予申請書（様式第8号） 猶予を受けようとする理由を証明することができる書類
本人の氏名・住所が変更したとき	氏名（住所）変更届（別紙3）
大学を休学・停学・復学したとき	休学（停学、復学）届（別紙6）
留年（進級）したとき	留年（進級）届（別紙7）
大学を卒業したとき	卒業届（別紙18） 卒業証書の写し
大学を退学したとき	退学届（別紙4）
修学資金を辞退するとき	医師修学資金貸与辞退届（別紙8）
医師免許を取得したとき	医師免許取得届（別紙10） 医師免許証の写し
医師の業務等に従事しなくなったとき	臨床研修（業務）中断届（別紙11）
医師の業務等に従事しなくなった後、再び医師の業務等に従事したとき	臨床研修（業務）再開届（別紙12）
保証人の氏名・住所が変更したとき	保証人変更届（別紙9-1）
保証人を変更したとき	保証人変更届（別紙9-2） 印鑑証明書
心身に故障を生じたとき	故障届（別紙5）
本人が死亡したとき	死亡届（別紙17） 死亡診断書又は戸籍（除籍）謄本

## 11 よくあるご質問

### Q1 自治医科大学の修学資金貸与制度等と本制度の相違点は何ですか？

①本制度、②自治医科大学における「修学資金貸与制度」、③自治医科大学における「奨学資金貸与制度」の主な相違点は、以下のとおりとなります。

	貸与主体	貸与内容	貸与期間の 1.5 倍の間、県内の公的医療機関等で勤務した場合	留年期間の貸与
①	県	生活費	返還債務は免除となる ※卒業後、2倍相当期間（12年間）が経過するまでに業務従事を完了させる必要がある。	×
②	大学	入学金、授業料等	返還債務は免除となる ※業務従事の完了の期限はない。	○
③	大学	生活費	卒業後9年以内に返還する必要がある	○

※①、②、③の制度はそれぞれ併給可能です。

### Q2 貸与の申請に当たって、保証人が必要とのことですが、保証人の要件はありますか？

保証人（連帯保証人）は2名必要となります。それぞれ独立の生計を営んでいる方でなければなりません。申請者が未成年者の場合は、保証人のうち1名を法定代理人にする必要があります。

### Q3 家族の収入等により貸与申請ができない場合はありますか？

ありません。徳島県医師修学資金貸与事業では、申請にあたって所得制限を設けていません。

### Q4 他の奨学金等の貸与を受けていますが、徳島県医師修学資金の貸与も受けられますか？

徳島県医師修学資金の貸与を受けるには、他の奨学金の貸与を受けていても構いません。

なお、既に貸与を受けている奨学金等に制限があるかもしれませんので、確認してください。

### Q5 公的医療機関等において業務に従事していますが、出産するので休職し、出産後しばらく子育てに専念したいと考えていますが、返還免除の要件にどのような影響がありますか？

育児休業期間など、やむを得ない理由があると認められる期間については、2倍相当期間にその期間を加算し、その合計した期間内に業務従事期間を満了すれば、返還免除を受けることができます。

**Q 6 業務従事期間中の身分等はどうなるのですか？**

業務従事期間中は、徳島県職員の身分となります。

**Q 7 修学資金の返還は、分割で返還できないのですか？**

修学資金の返還は、一括での返還が原則です。やむを得ない事情等がある場合は、返還債務の全部又は一部を猶予することもあります。